

令和 8 年度

第 2 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 8 年 7 月 31 日(金) 13 : 00～

場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室(2 階)

議事次第

- 1 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安について
- 2 令和 8 年度特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について (諮問)
- 3 最低賃金基礎調査の結果報告について
- 4 その他

令和 8 年度 第 2 回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- | | | |
|----|--|---------|
| 1 | 2026年度特定(産業別)最低賃金改正の申出意向表明について
(2026年 2 月27日 日本労働組合総連合会沖縄県連合会) | P1～P2 |
| 2 | 令和 8 年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表
・ 沖縄県糖類製造業
・ 沖縄県新聞業
・ 沖縄県自動車（新車）小売業 | P3～P40 |
| 3 | 最低賃金法（特定最低賃金関係抜粋） | P41～P42 |
| 4 | 特定最低賃金について（厚生労働省 労働局賃金課 令和 8 年 4 月） | P43～P50 |
| 5 | 諮問文
・ 沖縄県糖類製造業最低賃金、沖縄県新聞業最低賃金及び沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金の各特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問） | P51～P52 |
| 6 | 令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会審議計画 | P53～P58 |
| 7 | 令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 | P59～P62 |
| 8 | 生活保護と最低賃金との比較(沖縄県) | P63～P64 |
| 9 | 沖縄県最低賃金改正状況の推移及び年度決定一覧 | P65～P66 |
| 10 | 令和 8 年度最低賃金未満率・影響率 | P67～P68 |
| 11 | 沖縄県最低賃金の決定に係る意見
(2026年 7 月16日 日本自治体労働組合総連合沖縄県事務所) | P69～P72 |
| 12 | 沖縄県最低賃金の決定に係る意見
(2026年 7 月16日 沖縄県労働組合総連合) | P73～P74 |
| 13 | 2026年度最低賃金行政に関する要請書
(日本労働組合総連合会沖縄県連合会、2026年7月6日) | P75～P78 |

- | | | |
|----|--|----------|
| 14 | 業務改善助成金の実績
(最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策) | P79～P80 |
| 15 | 令和8年度賃金改定状況調査結果 「第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」
(第2回目安に関する小委員会(令和8年7月10日)資料より) | P81～P84 |
| 16 | 令和8年度中央最低賃金審議会第4回目安に関する小委員会(令和8年7月23日) | P85～P98 |
| 17 | 令和8年度中央最低賃金審議会第5回目安に関する小委員会(令和8年7月27日) | P99～P117 |

※ 別冊 (最低賃金基礎調査結果資料編)

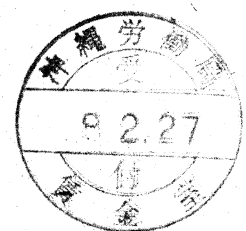
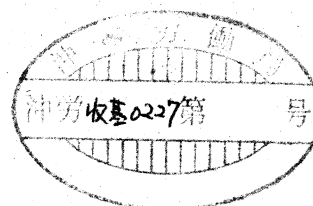
連合沖縄発第043号
2026年2月27日

沖縄労働局
局長 柴田 栄二郎 様

日本労働組合総
沖縄県連合会(連合)
最低賃金対策委
委員長 田中

2026年度 特定(産業別)最低賃金
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。

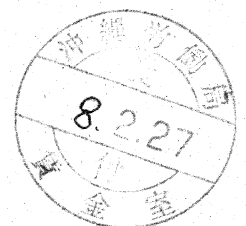


2026年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2026年2月27日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 嘉手納 弾	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 590人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 照屋 剛志	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者530人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 5,190人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,200人	同上	同上



令和8年度 特定(産業別) 最低賃金の改正決定の申出一覧表

業種別 (産業別)	申出代表者氏名	申出労働者数 (a) 人	適用労働者数 (b) 人	適用事業者数	同意率 (a / b)	申出労働者数機関決定別内訳	申出労働者数労働協約別内訳
沖縄県糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 嘉手納 弾	290	555	20	52.25%	北部製糖㈱	20
						ゆがふ製糖㈱	34
						久米島製糖㈱	41
						沖縄製糖㈱	29
						宮古製糖㈱	101
						石垣島製糖㈱	41
						大東糖業㈱	24
						合計	290
沖縄県新聞業	琉球新報労働組合 委員長 吉田 健一	239	533	8	44.84%	琉球新報社	111
						沖縄タイムス社	114
						宮古毎日新聞社	3
						八重山毎日新聞社	11
						合計	239
沖縄県各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	1,768	6,046	25	29.24%	イオン琉球	1,555
						リウボウインダストリー	213
						合計	1,768
沖縄県自動車(新車) 小売業	自動車総連沖縄地方協議会 議長 玉城 良太	1,529	2,195	104	69.66%	沖縄トヨタ	682
						琉球ダイハツ	238
						沖縄ホンダ	320
						琉球日産	125
						沖縄マツダ	75
						スバル九州支部	31
						いすゞ自動車九州	58
						合計	1,529

2026 年 7 月 14 日

沖 縄 労 働 局 長 殿

申出者

所 在 地 沖縄県那覇市泉崎2丁目105番地18
官公労共済会館4階

労働組合名 全沖縄製糖労働組合

代 表 者 名 執行委員長 嘉手納 弾

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、沖縄県糖類製造業の最低賃金の改正の決定を下
記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲

沖縄県において、糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 555 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

沖縄県糖類製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条
第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべ
き労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるもので
ある。

5. 添付書類

- ① 機関決定の写
- ② 個々の労働者における合意書
- ③ 申出代表者に対する委任状
- ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者
の概数を記した書面
- ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



産業別最低賃金の改正に関する決議

全沖縄製糖労働組合は傘下組合員の該当する糖類製造業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県糖類製造業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2026 年 6 月 4 日

機関決定：第 3 回執行委員会
組 合 名：全沖縄製糖労働組合
代表者名：執行委員長 嘉手納 弾
住 所：沖縄県那覇市泉崎 105 番地 18
官公労共済会館 4 階



沖縄県における 糖類製造業 の事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

1. 沖縄県における糖類製造業の事業所数と労働者数の概況

2026 年

産業小分類	事業所数	労働者数
糖類製造業	20	555
計	20	555

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約		
労働協定		
機関決定	7	290
個別合意等		
合計	7	290名

3. 2の合意する者の事業所の内訳

事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
北部製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			20	
ゆがふ製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			34	
久米島製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			41	
沖縄製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			29	
宮古製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			101	
石垣島製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			41	
大東製糖(株)	全沖縄製糖労働組合			24	
ケ ー ス 別 合 計		名	名	290名	名



糖類製造業賃金格差疎明資料

(単位:円) 2026 年

企業名	募集賃金(時給)	募集賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖縄製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		

(単位:円)

企業名	平均賃金(時給)	平均賃金(月給)
北部製糖(株)		
ゆがふ製糖(株)		
久米島製糖(株)		
沖縄製糖(株)		
宮古製糖(株)		
石垣島製糖(株)		
大東製糖(株)		



賃金格差疎明資料 ②

沖縄県	業	(E0951)	企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
糖類製造	令和7年	男女計	時間当たり賃金		¥1,025	
※産業中分類		18～19歳	指数(対全国比)	0.0	88.8	0.0
E09食料品製造業		男女計	時間当たり賃金	¥1,300	¥1,019	¥1,134
時間当たり賃金		20～24歳	指数(対全国比)	94.3	84.6	100.0
所定内実労働時間						
所定内給与額÷						
賃金センサス) 都道府県別第1表						

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）都道府県別第1表
注：指数は、「同企業規模」対全国比で算出

都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

全国	業	(E0951)	企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
糖類製造	令和7年	男女計	時間当たり賃金	¥1,327	¥1,154	¥1,105
※産業中分類		18～19歳	指数	100.0	87.0	83.3
E09食料品製造業		男女計	時間当たり賃金	¥1,379	¥1,204	¥1,134
時間当たり賃金		20～24歳	指数	100.0	87.3	82.2
所定内実労働時間						
所定内給与額÷						
賃金センサス) 第1表一般労働者 産業大分類						

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）第1表一般労働者 産業大分類
注：指数は、1,000名以上の時間当たり賃金を100として算出

学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額



2026年6月24日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 那覇市泉涌寺 1-10-3

労働組合名 琉球新報労働組合

代表者名 委員長 吉田 健一

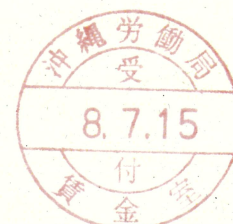
申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 新聞 業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲
沖縄県において、新聞 を営む使用者に使用される労働者 533 名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
沖縄県 新聞 業 最低賃金
3. 申出の内容
上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 添付書類
 - ① 機関決定の写
 - ② 個々の労働者における合意書
 - ③ 申出代表者に対する委任状
 - ④ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - ⑤ 賃金格差疎明資料

以 上



産業別最低賃金の改正に関する決議

琉球新報労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2026年6月19日

機関決定：第12回執行委員会（オンライン決裁）

組 合 名：琉球新報労働組合

代表者名：委員長 吉田

住 所：那覇市泉崎1-10-3



産業別最低賃金の改正に関する決議

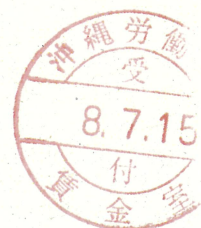
沖縄タイムス労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

2026年6月12日

機関決定：6月執行委員会
組 合 名：沖縄タイムス労働組
代表者名：執行委員長 照屋剛志
住 所：那覇市久茂地2-2-2



産業別最低賃金の改正に関する決議

労働組合は傘下組合員の該当する 新聞 業の産業別最低賃金の改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業における公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県 新聞 業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長に対し申し出るものである。

以上決議する。

28年6月10日

機関決定: 6月執行委員会

組合名: 琉球毎日新聞

代表者名: 洲崎恵仁

住所: 沖縄県那覇市



産業別最低賃金の改正に関する決議

八重山毎日新聞労働組合は傘下組合員の該当する新聞業の産業別最低賃金の

改正が、当該産業に働く労働者の賃金・労働条件の向上及び産業におけ

る公正競争を確保する観点から、是非とも必要であると判断する。

したがって、沖縄県新聞業最低賃金の改正の決定を、沖縄労働局長

に対し申し出るものである。

以上決議する。

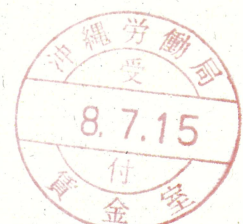
2026年6月18日

機関決定：八重山毎日新聞労働組合役員会

組 合 名：八重山毎日新聞労働組

代表者名：委員長 多宇 洋

住 所：沖縄県石垣市登野城 614 番



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年 6月12日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎 1-10-3 琉球新報労働組合
氏 名 吉 田 健 一

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
沖縄タイムス労働組合	沖縄県那覇市久茂地2-2-2	照屋 剛志



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

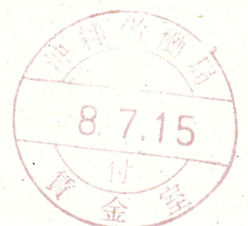
R 8 年 6 月 10 日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎 1-10-3 琉球新報労働組合
氏 名 吉田 健一

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名
宮古毎日新聞労働組合	沖縄県宮古島市平良字下里 1544-1	洲金謙仁



申出代表者に対する委任状

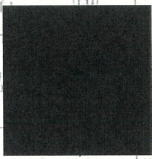
最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年6月18日

1. 申出代表者

住 所 那覇市泉崎1-10-3 琉球新報労働組合
氏 名 吉田 俊一

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 職 種
八重山毎日新聞 労働組合	沖縄県石垣市登野城614番地	多宇 清 



新聞業賃金格差疎明資料

2026 年

企業名	募集賃金(月給)	募集賃金(時給)
琉球新報	■■■■	
沖縄タイムス		■■■■
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞	■■■■	■■■■

企業名	平均賃金(月給)	平均賃金(時給)
琉球新報	■■■■	
沖縄タイムス		
宮古毎日新聞		
八重山毎日新聞	■■■■	■■■■



賃金格差疎明資料 ②

沖縄県

新聞業 (G413)

※産業大分類

令和7年

G情報通信業

時間当たり賃金

所定内給与所定内実労働時間

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）都道府県別第1表

注：指数は、「同企業規模」対全国比で算出

都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
男女計			
18～19歳	#DIV/0!	0.0	0.0
男女計	¥1,601	¥1,307	¥1,350
20～24歳	81.0	85.0	93.8

全国

新聞業 (G413)

※産業中分類

令和7年

G41映像・音声・文字情報制作業

時間当たり賃金

所定内給与所定内実労働時間

資料出所：令和7年賃金構造基本統計調査（賃金センサス）第1表一般労働者 学歴、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

注：指数は、1,000名以上の時間当たり賃金を100として算出

企業規模	1,000人以上	100～999人	10～99人
男女計		¥1,121	¥1,065
18～19歳	100.0	#DIV/0!	#DIV/0!
男女計	¥1,977	¥1,538	¥1,440
20～24歳	100.0	77.8	72.8



28 年 7 月 14 日

沖縄労働局長 殿

申出者

所在地 沖縄県那覇市安謝 664 番地
沖縄トヨタ安謝ビル 3 階

労働組合名 自動車総連沖縄地方協議会

代表者名 議長 玉城良太

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、沖縄県 自動車（新車）小売 業の最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申出するものが代表する基幹的労働者の範囲

沖縄県において、自動車（新車）小売 業を営む使用者に使用される労働者 2,195 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

沖縄県 自動車（新車）小売 業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 つの最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね 3 分の 1 以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

1,529 人 (69 %)

沖縄県における

業を営む使用者に使用される労働者数

人

労働協約の賃金の最も低い額 =

円／月、

円／時間

現在適用されている法定最低賃金 =

1,023

円／時間

5. 添付書類

① 労働協約の写し

② 申請代表者に対する委任状

③ 最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



最低賃金に関する覚書

沖縄トヨタ自動車株式会社と沖縄トヨタグループ労働組合は、最低賃金に関し、下記の通り賃金協定に基づき覚書を交わす。

但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満の者は適用除外とする。

但し、正規従業員のみとする。

記

1. 最低賃金

18歳最低賃金	月額	円
	(日額)	円)
	(時間額)	円)

(時間額、日額については年間労働時間日数 日、1日の所定内労働時間 で計算したものである。)

2. 賃金の範囲

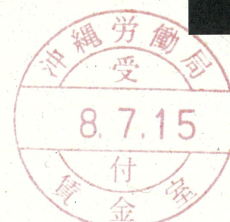
基本給とし、上記金額に通勤手当、食事手当は含まない。

以上

令和8年3月25日

沖縄トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野原 朝

沖縄トヨタグループ労働組合
委員長 玉城 良



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

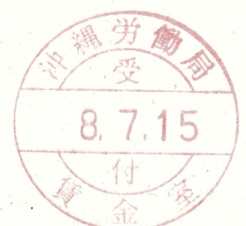
2026年7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664番地 沖縄トヨタビル 3階
自取車統運沖縄地方協議会
氏名 議長 玉城良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
沖縄トヨタグループ 労働組合	沖縄県那覇市安謝 664 番地 沖縄トヨタ安謝ビル 3 階	執行委員長 玉城良太



最低賃金に関する協定書

琉球ダイハツ販売株式会社と琉球ダイハツ労働組合は最低賃金に関して下記の通り協定し、社員がこの金額を下回らないことを確認する。
但し、軽易な労働などについている者は、適用除外とする。

記

第1条 最低賃金

18歳最低賃金	月 額	円
	(日 額	円)
	(時間額	円)

日額・時間額については年間休日（日）の労使協定に定める年間総労働日数日、年間総労働時間で計算したものである。

第2条 賃金の範囲

基準内賃金（基本給部分）とする。

第3条 有効期間

本協定の有効期間は2026年7月1日から2027年7月1日までとする。

第4条 協定の更新

本協定に際して、会社または組合のいずれか一方が、この協定を改定しようとするときは、有効期間の 2 ヶ月前までに改定案を添えて通知するものとする。

本通知がなされない場合は、本協約はさらに同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

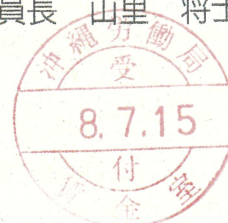
第5条 協定締結の証

この協定の証として、会社と組合は本協定書に双方代表者が記名押印し各々一通を保管する。

2026年 4月 6日

琉球ダイハツ販売株式会社
代表取締役社長 加藤 憲

琉球ダイハツ労働組合
執行委員長 山里 将士



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026 年 7 月 14 日

1・申出代表者

住 所 那覇市安謝664番地沖縄トヨビル安謝3階

氏 名 自動車総連沖縄地方協議会 議長 玉城良太

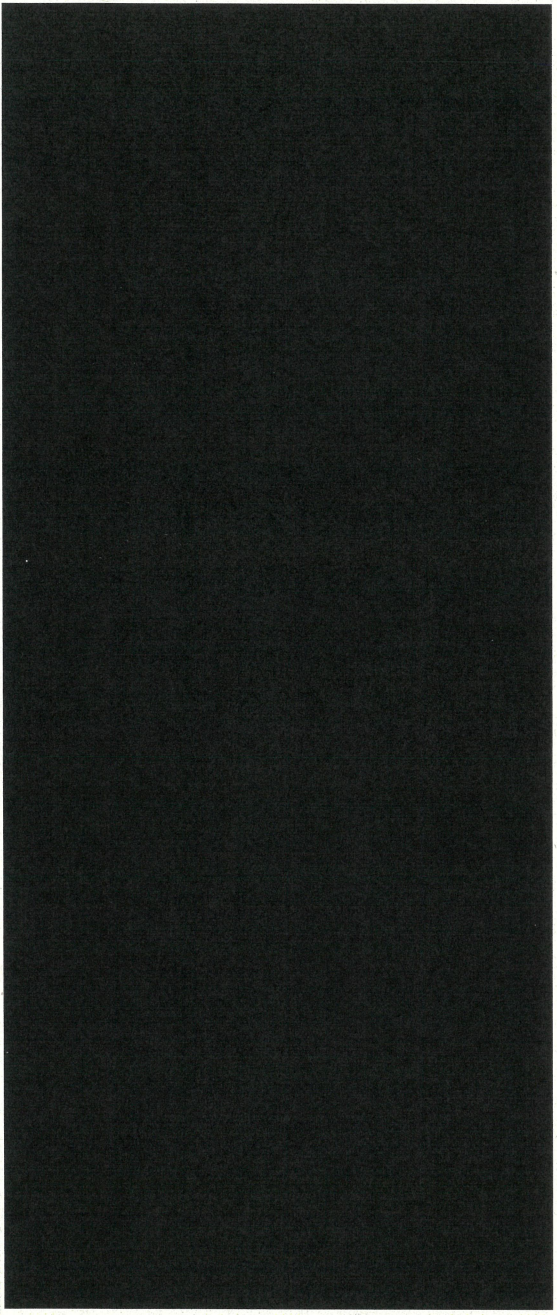
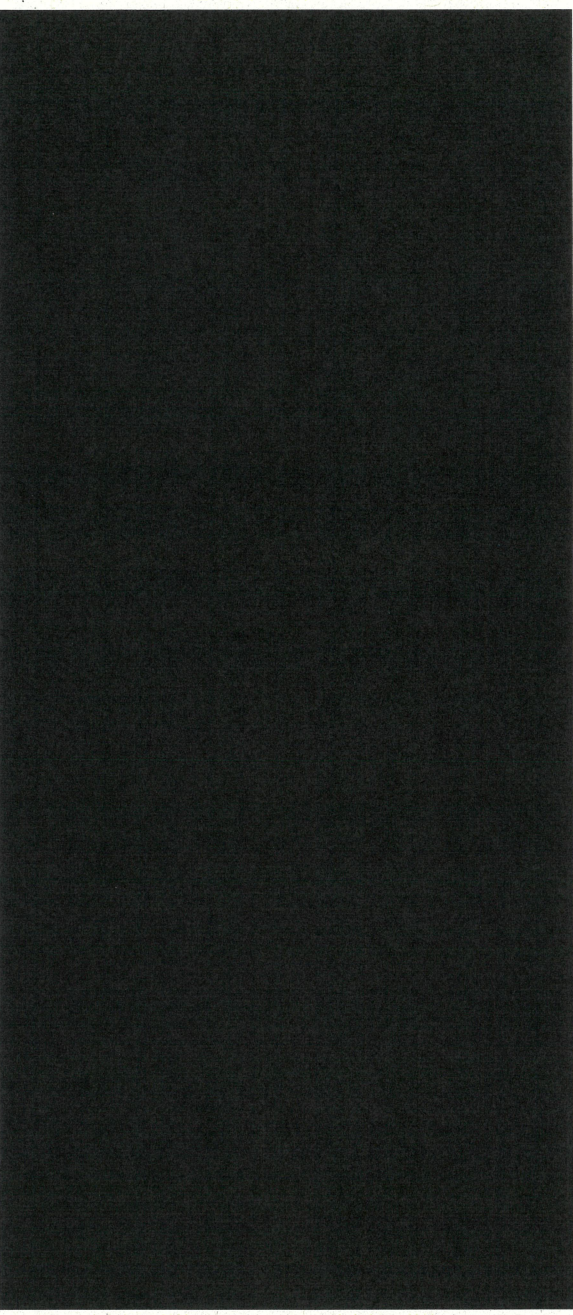
2・委任者一覧

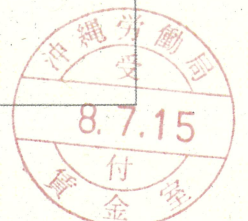
組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
琉球タイハツ労働組合		山野 村 士
中縄県浦添市城間2135番地		



春 闘 回 答 書



締結場所	浦添市仲間 1 - 3 - 1	締結年月日	令和8年 3月19日
目的	令和8年度賃金引上げに関する合意事項		
要 求 内 容		回 答 結 果	
			
浦添市仲間1丁目3番1号 沖縄ホンダ労働組合 執行委員長 島 このみ		浦添市仲間1丁目3番1号 沖縄ホンダ株式会社 代表取締役社長 浅野 健也	



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664番地 沖縄トヨタ安謝ビル3階
自営車総連沖縄地方協議会
氏名 議長 玉城 良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
沖縄ホンダ労働組合	沖縄県浦添市仲間1-3-1	島 このみ



2026年度

企業内最低賃金に関する協定書

琉球日産自動車株式会社（以下会社という）と琉球日産自動車労組（以下労組という）とは、
2026年度の企業内最低賃金に関して下記の通り協定する。

記

第1条（対象者）

対象者は、試用期間の者を含む18歳以上の全従業員とする。

第2条（最低賃金額）

1. 最低賃金額は18歳の事務・技術職の初任給とし下記の通り定める。
2. 地域別最低賃金または産業別最低賃金を下回らないものとする。
3. 日額および時間額については下記計算式を用いて算出する。

月 額	円	
日 額	円	(月額×12ヵ月)÷年間労働日数
時間額	円	(月額×12ヵ月)÷年間所定労働時間

第3条（最低賃金の範囲）

毎月固定的に支払われる賃金とし、下記賃金を除外したものとする。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1ヵ月を超える期間毎に支払われる賃金
- ③時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金
- ④深夜労働割増賃金
- ⑤皆勤手当および営業手当
- ⑥通勤手当および車両手当
- ⑦家族手当

第4条（その他）

本協定に定めのないものについては、最低賃金法の規定に基づくものとする。

以上、協定の証として本協定書を2通作成し、会社、労組がそれぞれ各1通を保有する。

2026年4月28日

琉球日産自動車株式会社
代表取締役社長 仲井間 勝也

琉球日産自動車労組
執行委員長 宮里



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年 7 月 14 日

1. 申出代表者

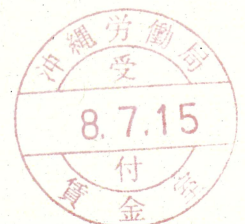
住 所

氏 名

那覇市安謝1664番地101号3階
自営耳統連 沖縄地方協議会
議長 玉城 良太

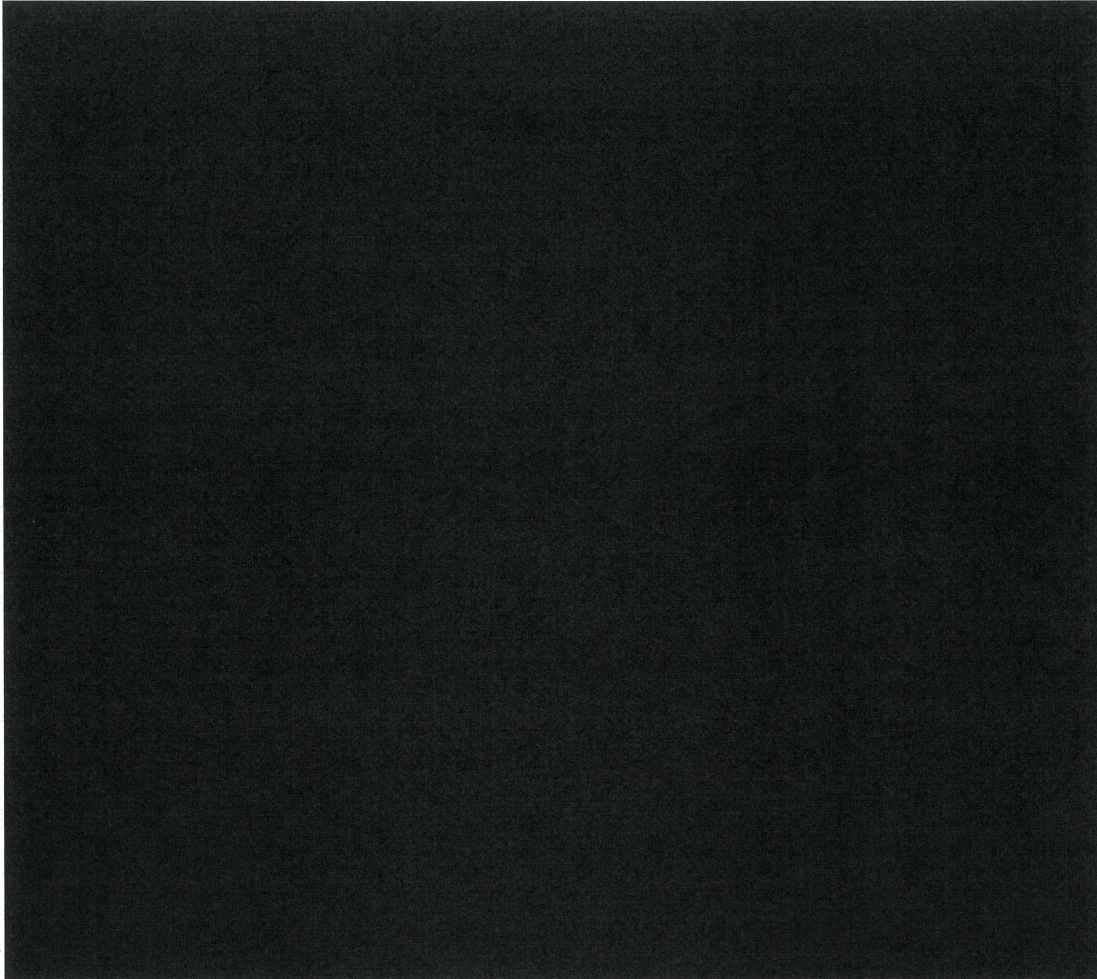
2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名
琉球日産自動車労組	沖縄県浦添市港川 2-1-1	宮里 弾



妥結書

2026 生活改善交渉の要求に対して下記のとおり回答いたします。



2026 年 4 月 27 日

沖縄マツダ販売株式会社
代表取締役 宮里 豊

沖縄マツダ労働組合
委員長 長堂 功治



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年7月14日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝 664番地沖繩トヨタ安謝ビル3階
自動車総連 沖縄地方協議会
氏名 議長 玉城 良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 (印)
沖縄マツダ労働組合	沖縄県浦添市勢理客4丁目1番5号	副執行委員長 銭吾屋 仁一



最低賃金に関する協定書

スバル九州株式会社と全国スバル販売労働組合スバル九州支部は、最低賃金に関して賃金協定に基づき、下記の通り協定（覚書）を交わす。但し、下記の18歳最低賃金を企業内最低賃金とし、これを下回って雇用しないことを保証するが、18歳未満のものは適用除外とする。

記

1. 最低賃金

18歳最低賃金	月 額	円
	(日 額	円)
	(時間額	円)

日額・時間額については賃金規定に定める月間所定労働時間日数 日、月間所定労働時間 時間で除したものである。

2. 賃金の範囲

基準内賃金（役割給、地域給）とし、上記金額には各種手当は含まない。

2026年4月1日

スバル九州株式会社

代表取締役社長 石川 篤

全国スバル販売労働組合スバル九州支部

執行委員長 高瀬 勇輔



111

全国スバル販売労働組合 九州ブロック

2026年3月16日

福岡スバル支部執行委員長 高瀬 勇輔 殿
西九州スバル支部執行委員長 川畑 成央 殿
熊本スバル支部執行委員長 山口 千尋 殿
大分スバル支部執行委員長 羽田野 泰佑 殿
南九州スバル支部執行委員長 黒崎 悠勝 殿
沖縄スバル支部執行委員長 谷 雅人 殿

九州地区スバルグループ
会長 石川 寛 殿

回答書

2026年の賞金・賞与の改定含む総合生活改善の取り組み要約に対し、下記のとおり回答いたします。

[Redacted content]

[Redacted content]



[Redacted content]

以上

申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026 年 7 月 14 日

1. 申出代表者

住 所 那覇市安謝664番地汗親トヨ安謝ビル3階
自働車総連汗親地方協議会
氏 名 議長 玉城良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
スバル九州支部	沖縄県浦添市勢理客4丁目19-7	副執行委 谷 雅人



2026年4月7日

いすゞ自動車九州労働組合
執行委員長 森永仁也 様

いすゞ自動車九州株式会
代表取締役社 若村泰

2026年度総合生活改善に関する回答書

2026年3月9日付け貴組合総合生活改善に関する要求書に対し、下記内容の通り回答いたします。

記

1. 賃金改定事項

(1) 賃金の引き上げ1人平均 [] 円を実施する。

内訳 ① [] 円 (賃金カーブ維持分 定期昇給)

② [] 円 (ベースアップ要求分)

※定年再雇用者は上記②金額の [] % ([] 円)

・組合員平均賃金 [] 円

(2) 実施日 2026年4月1日より

2. 年齢別最低賃金の要求

ポイント年齢別の最低賃金については引き続き労使で協議させていただきます。

3. 一時金に関する事項 (賞与)

・支給月数 [] (2026年改定後の新給与ベースにて支給)

・支給予定日 夏季 2026年 7月10日 (第二金曜日)

冬季 2026年12月11日 (第二金曜日)

・一定額を保障するベース部分 (最低保証) と、評価に応じて変動する評価反映部分 (考課配分) で構成する。

G1・G2: ベース部分 [] % ・評価反映部分 [] %

G3・G4: ベース部分 [] % ・評価反映部分 [] %

4. 定年再雇用嘱託社員の一時金

・支給月数 []

・支給予定日 夏季 2026年 7月10日 (第二金曜日)

冬季 2026年12月11日 (第二金曜日)

・全額一律支給 (考課による増減なし)

5. 企業内最低賃金の事項

・18歳最低賃金は月額 [] を保証する。

以上



申出代表者に対する委任状

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、法定最低賃金の改正の決定の申出に係る事項一切を下記1の者に委任します。

2026年 7 月 14 日

1. 申出代表者

住所 那覇市安謝664番地沖親トヨタ安謝ビル3階
自取車総集沖親地方協議会
氏名 議長 玉城 良太

2. 委任者一覧

組 合 名	所 在 地	氏 名 ④
いおん九州労働組合 沖縄支部	沖縄県豊見城市豊崎3-88	平川 淳一



沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

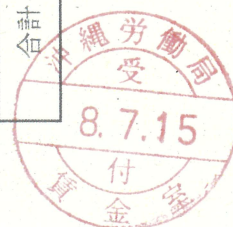
1. 沖縄県における自動車(新車)小売業の事業所数と労働者数の概況

2026 年

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車(新車)小売	104	2,195
計	104	2195

2. 合意の効力の及ぶ使用者又は労働者

合意のケース	事業所数	合意する者
労働協約	7	1529
労働協定		
機関決定		
個別合意等		
合計	8	1,529



事業所名	組合名	合意のケース別労働者数			
		労働協約	労使協定	機関決定	個別合意等
沖縄トヨタ	沖縄トヨタグループ労働組合	682			
琉球ダイハツ	琉球ダイハツ労働組合	238			
沖縄ホンダ	沖縄ホンダ労働組合	320			
琉球日産	琉球日産労働組合	125			
沖縄マツダ	沖縄マツダ労働組合	75			
スバル九州支部	全国スバル販売労働組合 スバル九州支部	31			
いすゞ自動車九州	いすゞ自動車九州労働組合	58			
ケース別合計		1529			
			名	名	名

